

広島県府中市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 広島県府中市

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成9年度 (20年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適 (平成32年度に一部適用予定)
処理区域内人口密度	14.2 人/ha	流域下水道等への 接続の有無	芦田川流域下水道へ接続 (府中処理分区)
処 理 区 数	2 (府中処理分区、上下処理区)		
処 理 場 数	1 (上下水質管理センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	集合処理と個別処理を比較して集合処理(公共下水道)として整備を行う妥当な区域を設定し、汚水処理の最適化を図った。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	府中 基本料金：1,100円(基本水量 20m ³) 従量料金：5段階	上下 基本料金：1,800円(基本水量 20m ³) 従量料金：6段階			
業務用使用料体系の 概要・考え方	特になし				
その他の使用料体系の 概要・考え方	特になし				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,780 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,436 円
	平成26年度	3,780 円		平成26年度	3,523 円
	平成27年度	3,780 円		平成27年度	3,497 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	19人 管理職 : 1名 下水道事業 : 5名 (うち事務所2名、技術職3名) ※ 水道事業 : 13名 ※公共下水道、特定環境保全公共下水道の職員を含む
事業運営組織	市管理組織としては、過去には水道課と下水道課により構成されていましたが、平成23年度に、水道課と下水道課において管理職の人員削減のため、上水下水道課として一つの課に統合されました。成27年度は水道事業担当者が13名、下水道事業担当者が5名、管理職が1名、合計19名の構成となります。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	上下水質管理センターや雨水排水ポンプ場の維持管理は、仕様発注による運転管理委託となっており、包括的民間委託は実施していません。
	イ 指定管理者制度	上下水質管理センターや雨水排水ポンプ場の維持管理は、仕様発注による運転管理委託となっており指定管理者制は実施していません。
	ウ PPP・PFI	上下水質管理センターや雨水排水ポンプ場の維持管理は、仕様発注による運転管理委託となっており、PPP・PFIは実施していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	エネルギー利用(下水熱・下水汚泥・発電等)は現時点で資産活用は行っていません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	土地・施設等利用(未利用土地・施設の活用等)は現時点で資産活用は行っていません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成27年度の経営分析比較表を添付する。

--

2. 経営の基本方針

府中市の下水道事業は、公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図ることを目的として市街化区域を公共下水道事業、市街化調整区域を特定環境保全公共下水道事業として、事業着手から現在まで鋭意整備を進めてきました。下水道は、快適な市民生活を送るために必要不可欠な社会基盤施設です。これまでは整備を中心に事業を進めてきましたが、これからは人口減少などの社会変化や膨大なストックの維持管理が中心になるという時代変化に対応するべく、以下の基本方針を掲げ今後も持続的に安定したサービスの提供を目指します。

1点目は、下水道の整備を促進するため、管渠整備を計画的に進めます。ただし、国から示されている「汚水処理施設10年概成」という目標に向けて、汚水処理施設整備構想の見直しを行い、経済性だけでなく地域特性も踏まえた現実的な下水道計画区域の見直しを行います。一方、供用開始区域では水洗化率の向上を図るため、未接続世帯へ水洗化に向けた啓発活動を実施し水洗化の促進を図り、既存ストックの利用を図ります。

2点目は、老朽化が進む施設を計画的に更新するとともに、地震等の災害に強い持続的な下水道サービスの提供を目指し、施設の定期的な保守点検を実施し維持管理の適正化に努めます。

3点目は、安定した事業経営を実現するため、平成32年4月に下水道事業を法適化し、中長期的視点に立った計画的な経営基盤の強化と経営の透明化を図ります。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

a) 投資の目標に関する事項

管渠整備については、府中処理分区は未普及地域の解消の為、今後も現状と同程度の事業規模で投資を行う予定としています。なお、上下処理区は平成28年度に面整備が完了する予定です。施設・設備の改築更新については府中処理分区の雨水排除のための角田ポンプ場、上下処理区の上下水質管理センター、マンホールポンプ場を改築更新する予定としています。なお、上下水質管理センターとマンホールポンプ場は適切な維持管理と投資の平準化を図るためストックマネジメント計画を策定します。その他として、安定した事業経営を実現するため、平成30年度、31年度の2箇年で資産調査及び企業会計移行手続きを行い、平成32年度より企業会計に移行します。

b) 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

今後も効率的かつ効果的な観点に立ち管渠整備を行うことで、下水道使用可能区域を拡張していきます。一方、汚水処理10年程度を目途に概成を目指し、経済性だけでなく地域特性も踏まえた下水道計画区域に見直します。また、上下水質管理センターやマンホールポンプ場の改築・更新に向けてストックマネジメント計画を策定します。

c) 投資の平準化に関する事項

今後の施設建設や改築事業量が集中しないよう、ストックマネジメント計画において平準化の検討を行うとともに、引き続き資本費平準化債等の制度を活用していきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

a) 財源の目標に関する事項

現在の収支計画では、経費回収率が50%下回る状況であり、県内下水道事業者（経費回収率の平均は約80%）と比較しても厳しい経営状況といえます。そのため、平成29年度には料金改定を実施し、経営改善を図ります。過去の建設投資の起債償還が今後ピークを迎えるため、これを補填するため一般会計からの繰入額の増加が予想されます。その後、平成33年度以降は起債償還の減少に伴い、繰入金も減少傾向を示します。

b) 使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

合併から10年以上経過しているにも関わらず、料金体系は旧自治体別に設定されたままとなっているため、料金体系を統一することで地域間格差の解消を図ります。経費回収率50%程度を確保するために、平成29年度より改定率約10%の料金改定を実施し、経営改善を図ります。また、今後5年毎に下水道使用料金の妥当性を検討し、料金改定の必要性について検討します。

c) 企業債に関する事項

下水道施設の建設や改築更新にあたり、世代間の負担の公平を図るために今後も企業債を活用していきます。ただし、将来への過度な負担とならない範囲での発行とする必要があります。また、今後の起債償還金のピークに対応するため、平準化債を活用し支出の平準化を図ります。

d) 繰入金に関する事項

本市では、現在、一般会計から基準外繰入を行っておらず、基準内繰入のみの繰入となっています。今後も一般会計からは基準内での繰入で事業経営を図ります。起債償還のピークが過ぎた平成33年度以降、一般会計繰入金は徐々に減少傾向で推移していくものと予想されます。

e) その他

現在の下水道事業会計は、特別会計となっています。経営基盤の強化や経営の透明化を図るため、平成32年度に公営企業会計に移行します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

a) 職員給与費に関する事項

職員給与費は、府中市の給与規定並びに人事異動に基づくため、今後の見込みは不確定です。そのため、職員数、職員給与費ともに現状維持として見込みました。

b) 動力費に関する事項

動力費は、雨水排水ポンプ場と下水処理場の運転にかかる費用が主となっています。処理場の運転管理費用は有収水量の増減に左右されるため、将来有収水量の増減率と同様に変動する推計としています。また、雨水排水ポンプ場にかかる費用は電気代や燃料費が物価上昇により変動する可能性を考慮した計画としています。

c) 修繕費に関する事項

府中処理分区と上下処理区ともに供用開始から20年以上経過していることから下水処理場及びマンホールポンプ設備等の更新時期を迎えているため、修繕費は今後増加が見込まれます。そのため、計画的かつ効率的な更新や補修を行うことで、修繕費の増加を抑制します。

d) 委託費に関する事項

維持管理に要する委託料は、施設の老朽化対策や職員の人員不足を補うため、現況は増加傾向を示しております。今後は、総合評価方式やプロポーザル方式などによる業務発注方法の見直し、委託内容や範囲の見直しなどにより、職員の業務効率化の検討を行います。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	都道府県構想の見直しに合わせて、汚水処理施設10年程度を目途に概成に向けた府中処理分区の下水道計画区域の見直しの検討を行います。なお、見直しにあたっては、経済性だけでなく地域特性も考慮し計画区域設定を行います。広域化として、府中処理分区と上下処理区の統廃合が考えられますが、地域条件(接続距離)から現実的ではありません。
投資の平準化に関する事項	今後の施設建設や改築事業量が集中しないよう、ストックマネジメント計画において平準化検討を行うとともに、引き続き資本費平準化債等の制度を活用していきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現段階では、民間資金・ノウハウ等の活用は検討していませんが、将来的に大規模な改修等が必要となり、市での資金確保が困難となる場合には、PPP/PFIによる民間活力の活用を検討します。
その他の取組	特になし。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	下水道使用料については、平成29年度に改定率約10%の料金改定を行います。しかし、社会情勢や景気の動向などにより、使用料収入の減少や支出の増大など経営への悪影響を及ぼす恐れがあるため、今後も5年ごとに料金水準の妥当性を検討し、必要に応じて料金改定を行います。
資産活用による収入増加の取組について	遊休資産の売却や貸付については、今後の施設運用により、遊休施設が発生する場合には、検討を行います。
その他の取組	今後、その他の取組について検討事項が発生した場合には適宜検討を行っていきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現段階では、民間資金・ノウハウ等の活用は検討していませんが、将来的に大規模な改修等の支出が必要となり、市での資金確保が困難である場合には、PPP/PFIの導入について検討します。
職員給与費に関する事項	職員数、職員給与費ともに現状維持を見込んでいますが、今後、維持管理業務等の委託範囲が変更となった場合には、職員数の適正化を図る必要が生じる可能性があります。その場合は、委託によるメリット、デメリットを検討したうえで、判断を行います。
動力費に関する事項	老朽化設備の更新の際には、汚水量の減少に伴う設備能力の見直しや高効率な設備の導入など動力費の削減につながる設備への更新を行います。これらの取組による動力費への影響を把握し、次回の財政計画見直しの際に反映を行います。
薬品費に関する事項	特になし。
修繕費に関する事項	修繕費は、増加傾向を示しておりますが、今後実施する老朽化施設の更新状況と修繕作業および修繕費の推移を把握し、修繕計画の検討と次回の財政計画見直しの際に反映を行います。
委託費に関する事項	現在、上下水質管理センターと雨水排水ポンプ場の維持管理を、仕様発注方式により民間企業へ委託しています。今後、市職員数の配置変更等を考慮し、包括的民間委託等の委託方法の変更について必要に応じて検討していきます。
その他の取組	特になし。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営戦略はPDCAサイクルにより事後検証、更新等を実施して継続的に改善します。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

(単位：千円，%)

年 度		前年度 (決算)	平成28年度 (決算 見込)	平成29年度	平成30年度 (法適用)	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	
														区 分
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	30,865	31,521	30,589	30,682	30,220	30,873	29,932	31,291	30,466	29,814	27,394	25,447
		(1) 営 業 収 益 (B)	13,616	13,697	16,376	16,449	16,494	16,845	16,817	16,894	16,939	16,982	16,988	17,037
		ア 料 金 収 入	13,616	13,697	16,376	16,449	16,494	16,845	16,817	16,894	16,939	16,982	16,988	17,037
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他												
		(2) 営 業 外 収 益	17,249	17,824	14,213	14,233	13,726	14,028	13,115	14,397	13,527	12,832	10,406	8,410
		ア 他 会 計 繰 入 金	17,249	17,824	14,213	14,233	13,726	14,028	13,115	14,397	13,527	12,832	10,406	8,410
	イ そ の 他													
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	17,171	17,580	16,393	16,224	15,494	15,872	15,523	17,008	16,669	17,052	17,252	17,300
		(1) 営 業 費 用	12,184	13,136	12,321	12,468	12,094	12,770	12,765	14,473	14,465	15,126	15,579	15,824
		ア 職 員 給 与 費	1,191	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	10,993	11,936	11,121	11,268	10,894	11,570	11,565	13,273	13,265	13,926	14,379	14,624
		(2) 営 業 外 費 用	4,987	4,444	4,072	3,756	3,400	3,102	2,758	2,535	2,204	1,926	1,673	1,476
ア 支 払 利 息		3,995	3,682	3,362	3,037	2,705	2,364	2,020	1,688	1,357	1,037	755	543	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他	992	762	710	719	695	738	738	847	847	889	918	933		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	13,694	13,941	14,196	14,458	14,726	15,001	14,409	14,283	13,797	12,762	10,142	8,147		
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)												
		(1) 地 方 債												
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金												
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
	(6) 工 事 負 担 金													
	(7) そ の 他													
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	13,694	13,941	14,196	14,458	14,726	15,001	14,409	14,283	13,797	12,762	10,142	8,147
		(1) 建 設 改 良 費												
		ウ ち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	13,694	13,941	14,196	14,458	14,726	15,001	14,409	14,283	13,797	12,762	10,142	8,147
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 13,694	△ 13,941	△ 14,196	△ 14,458	△ 14,726	△ 15,001	△ 14,409	△ 14,283	△ 13,797	△ 12,762	△ 10,142	△ 8,147		

投資・財政計画 (収支計画)

(単位：千円，%)

年 度	前年度 (決算)	平成28年度 (決算 見込)	平成29年度	平成30年度 (法適用)	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)												
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 (N)-(O)												
	黒 字 (P)											
	赤 字 (Q)											
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	13,616	13,697	16,376	16,449	16,494	16,845	16,817	16,894	16,939	16,982	16,988	17,037
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)	12,976	13,616	13,697	16,376	16,449	16,494	16,845	16,817	16,894	16,939	16,982	16,988
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T) / (V) × 100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	166,470	152,529	138,333	123,875	109,149	94,148	79,739	65,456	51,659	38,897	28,755	20,608

○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度	前年度 (決算)	平成28年度 (決算 見込)	平成29年度	平成30年度 (法適用)	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
区 分												
収 益 的 収 支 分	17,249	17,824	14,213	14,233	13,726	14,028	13,115	14,397	13,527	12,832	10,406	8,410
	うち基準内繰入金	17,249	17,824	14,213	14,233	13,726	14,028	13,115	14,397	13,527	10,406	8,410
	うち基準外繰入金											
資 本 的 収 支 分												
	うち基準内繰入金											
	うち基準外繰入金											
合 計	17,249	17,824	14,213	14,233	13,726	14,028	13,115	14,397	13,527	12,832	10,406	8,410